



近代憲法の原則 「立憲主義」って？

よく、「日本国憲法には、国民の権利ばかり書いてあって、国民の義務が書かれていない」という声を耳にしたことはありませんか？でも、実際のところはどうなのでしょうか。

日本国憲法は第97条で、日本国民の基本的人権は現在も将来も犯すことのできない永久の権利であること、第98条では、憲法は国の最高法規であることを明記しています。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的個人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
 第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その效力を有しない。
 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

そして、第99条では、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員に、憲法を尊重し、守り続ける義務を負わせています。すなわち、日本国憲法は私たち「国民」を縛るのではなく、主権者である「国民」が国家権力を縛るものだとしています。憲法は、権力者にたいして、「国民の基本的人権をまもるしごとをしなさい」

「憲法」は国家権力を管理する
「命令書」である



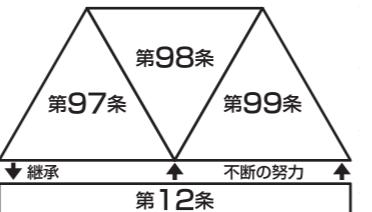
という「命令書」であるということです。

こうした考え方を「立憲主義」といいます。「立憲主義」の原則は、アメリカの独立革命（1776年）やフランス革命（1789年）のような近代市民革命のなかで生み出されてきたものです。いまや近代国家の憲法はすべて「立憲主義」にもどづくものとなっています。

このように、「立憲主義」のもとでは、憲法は国民の権利を守るものであつて、国民に義務を課すものではないということなのです。

憲法が国民から権力者への「命令書」であるならば、私たち国民は権力者が「命令書」どおりに仕事をしているかどうか監視しなくてはなりません。そのことを日本国憲法第12条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定しています。

『最高法規』を支えるのは？



★最高法規制（98条）は独立立ちできない。戦いの歴史（第97条）と権力者の憲法を尊重し擁護する義務（第99条）が両脇を固め支える。さらに戦いの歴史を継承した国民の「不断の努力」（第12条）が下支えする（国民主権・民主主義）。

○参考:小沢隆一編『クローズアップ憲法【第2版】』
(法律文化社)

平和に向けて 一步踏み出そう！

職場、地域で平和について学ぼう！
5月3日に各地で開催される憲法集会に参加しよう！
全労連の「かがやけ憲法 国会請願署名」を取り組もう！



日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3階 電話: 03-3502-6363 / フax: 03-3502-6362

ホームページ
国公労連で検索



安倍政権は、本気で軍事大国化をめざしており、そのために憲法「改正」をねらう戦後はじめての政権であることが各方面から指摘されていましたが、いよいよ憲法「改正」にむけた準備に着手しました。

国公労連は、安倍政権による「戦争する国づくり」の危険なねらいについて、シリーズでお伝えする職場討議資料「憲法 vs. 戦争」をシリーズで発行します。また、DVD版資料も随時作成しますので、職場や家庭での手軽な学習資料としてご活用ください。

今回は、安倍政権の「戦争する国づくり=軍事大国化」にむけたこの間の動きと改憲までの全体像を中心にお伝えします。また、「戦時中の国家公務員」と「ワンポイント学習」を連載します。

改憲にむけ始動した
安倍政権の暴走にストップを